

●● 生活支援について ●●

真庭市地域包括支援センターでは、保健師、社会福祉士、ケアマネジャーなどの専門職が連携しながら、高齢者の生活を支援するための相談業務を行っています。

地域包括支援センター

- 保健師
- ケアマネジャー
- 生活支援コーディネーター
- 認知症地域支援推進員
- 社会福祉士
- リハビリ専門職

- 相談はすべて無料です。
- ご家族やご友人、地域の方からの相談もお受けします。
- センターに来ることが難しい場合、お電話やご自宅に訪問してお話を伺います。
- 地域で安心して暮らし続けるために、地域の連携・協力体制を整えます。



●● 各種相談連絡先 ●●

■地域包括支援センター 連絡先

振興局名	地域支援センター名	所在地
真庭市地域包括支援センター 電話：(0867)－42－1079	久世地域支援センター 電話：(0867)－42－1117	真庭市久世 2928 番地 (久世保健福祉会館 1 階)
北房振興局 電話：(0866)－52－2113	北房地域支援センター 電話：(0866)－52－2114	真庭市下砦部 248 番地
落合振興局 電話：(0867)－52－1111	落合地域支援センター 電話：(0867)－52－1159	真庭市落合垂水 618 番地
勝山振興局 電話：(0867)－44－2926	勝山地域支援センター 電話：(0867)－44－2926	真庭市勝山 319 番地
美甘振興局 電話：(0867)－56－2611	美甘湯原地域支援センター 電話：(0867)－62－2012	真庭市美甘 4134 番地
湯原振興局 電話：(0867)－62－2011		真庭市豊栄 1515 番地
蒜山振興局 電話：(0867)－66－2510	蒜山地域支援センター 電話：(0867)－66－2514	真庭市蒜山下福田 305 番地

■成年後見制度に関する相談
まにわ権利擁護ステーション

電話：(0867)－42－1666
FAX：(0867)－42－1390

■介護保険事業、計画に関する問い合わせ
真庭市高齢者支援課

電話：(0867)－42－1074
FAX：(0867)－42－1390

所在地：真庭市久世 2927 番地 2 (真庭市役所 9 番窓口)

第9期
真庭市高齢者保健福祉計画・
介護保険事業計画

いくつになってもいきいき暮らせるまち・まにわ
認知症になっても安心して暮らせるまち・まにわ



令和6年3月

真庭市

●● 計画策定の趣旨と背景 ●●

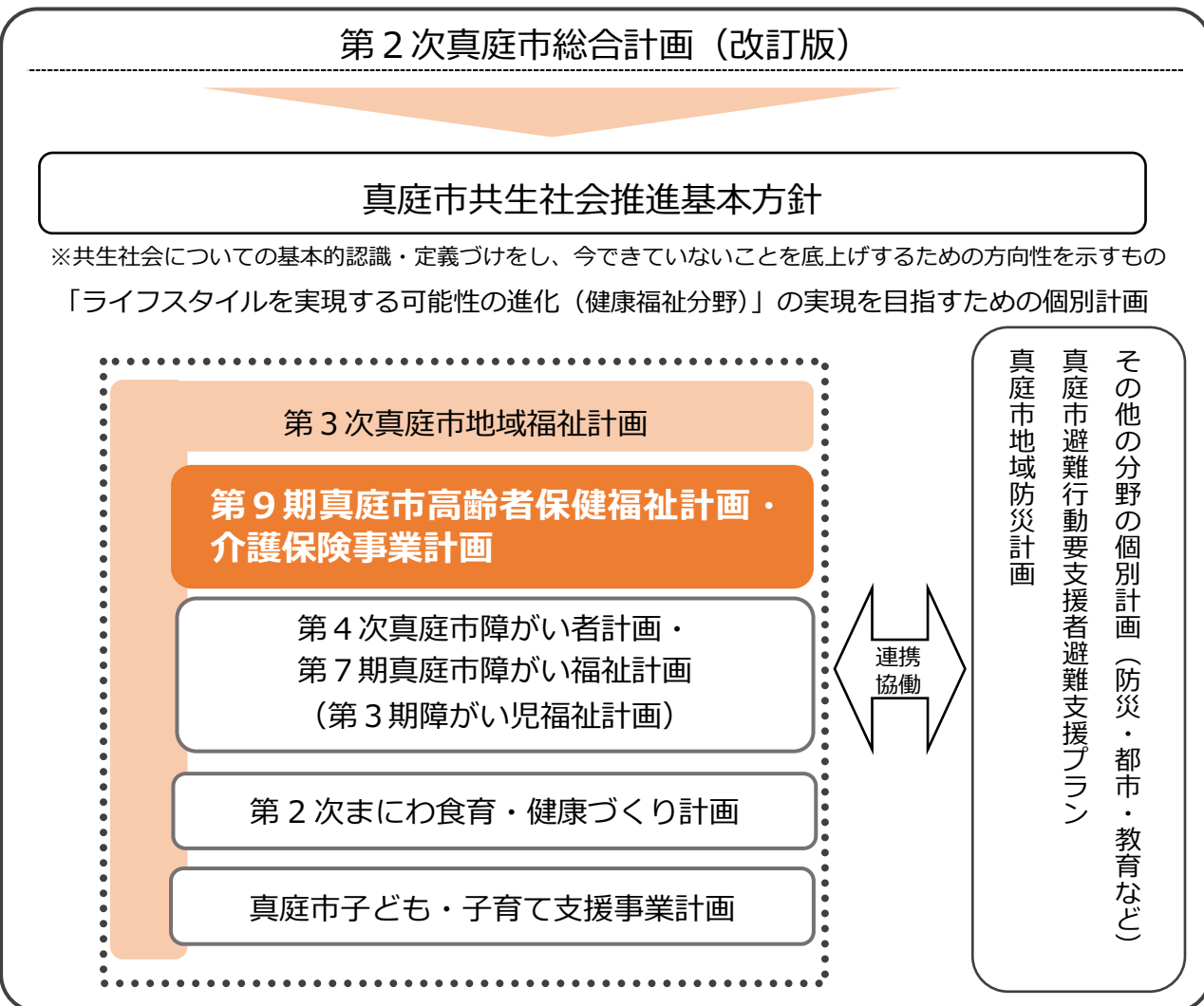
令和6年度からスタートする「第9期真庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下「本計画」と表記）は、「地域共生社会」の考え方を踏まえ、高齢者自身も役割や生きがいを持って住み慣れた地域で暮らせるまちづくりに向け、策定するものです。

本計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間とします。

●● 基本理念 ●●

いくつになってもいきいき暮らせるまち・まにわ
認知症になっても安心して暮らせるまち・まにわ

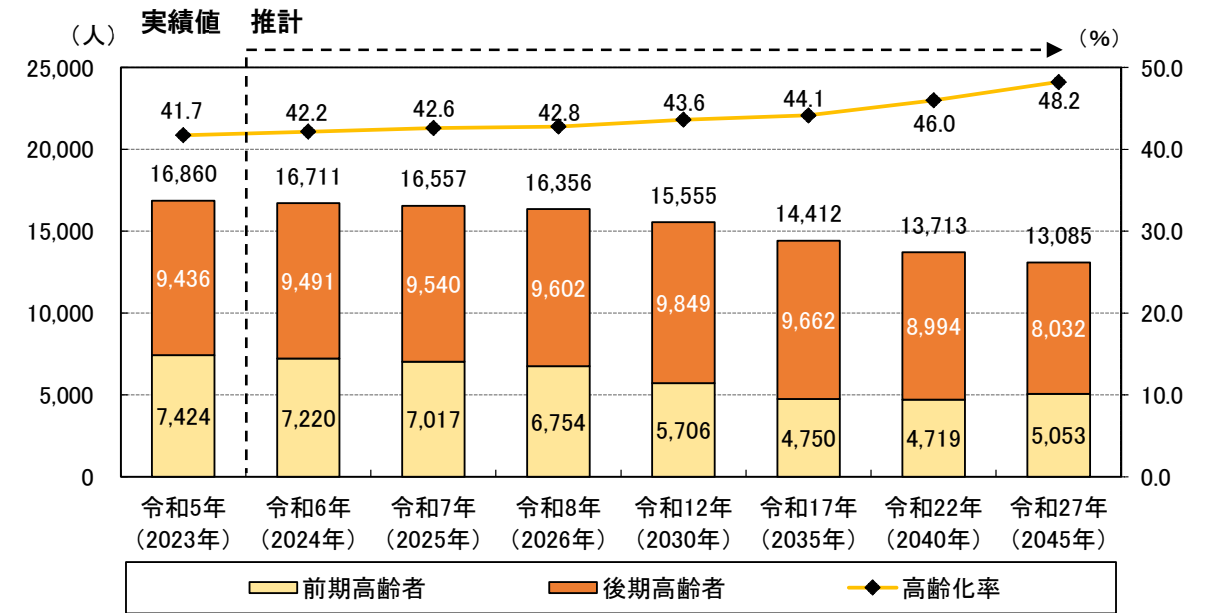
●● 計画の位置づけ ●●



●● 高齢者を取り巻く状況 ●●

■ 高齢者人口の推計

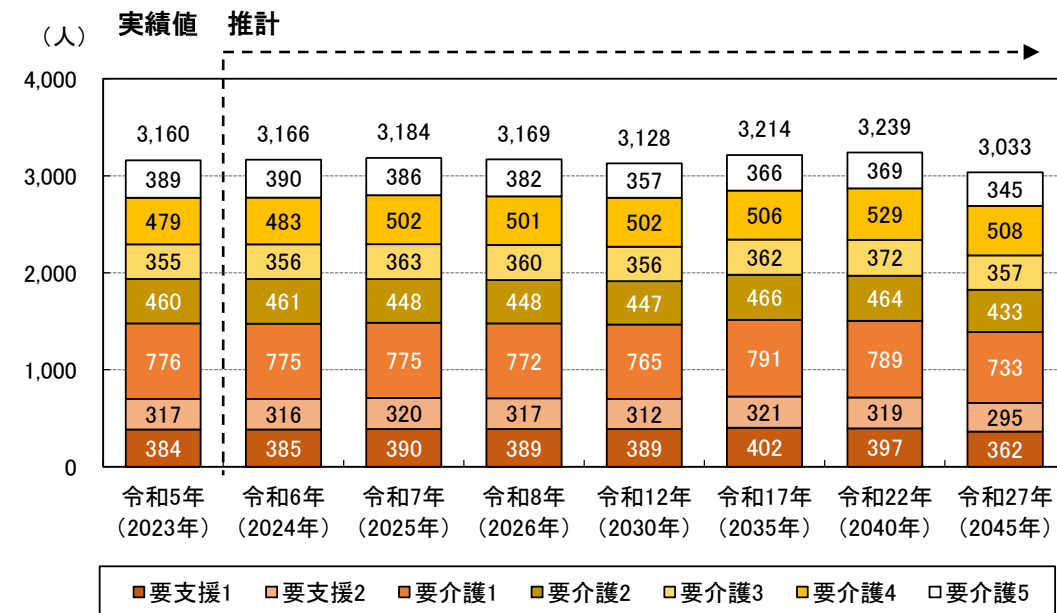
高齢者人口の推計では令和5年（2023年）以降減少傾向となっており、令和27年（2045年）には、13,085人となる予測となっています。



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年（2023年）推計）」

■ 要支援・要介護認定者数の推計

要支援・要介護認定者数の推計では令和5年（2023年）以降、ほぼ横ばいで推移し、令和22年（2040年）にピークとなりその後減少すると予測となっています。



資料：厚生労働省：地域包括ケア「見える化」システムによる将来推計

施策体系

基本目標Ⅰ 地域共生社会の実現

1 地域包括ケアシステムの深化・推進

- (1)総合相談体制の整備
- (2)生活支援体制整備事業
- (3)地域ケア会議の推進
- (4)地域福祉活動を支える担い手の育成
- (5)在宅医療・介護連携の推進
- (6)介護予防ケアマネジメント業務の推進

2 尊厳ある暮らしの支援

- (1)高齢者虐待の予防
- (2)成年後見制度の利用促進
- (3)権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

基本目標Ⅱ 介護予防の推進

1 介護予防・健康づくりの推進

- (1)介護予防と健康づくりの一体的実施
- (2)効果的介護予防プログラムの普及
- (3)げんき輝きエクササイズの普及
- (4)介護予防知識の普及
- (5)「集いの場」の推進

2 介護予防・日常生活支援総合事業の効果的実施

- (1)訪問型・通所型サービスの推進
- (2)「集いの場」への移送支援

3 就労的活動・社会参加活動の推進

- (1)就労的活動の推進
- (2)各種社会参加活動の推進
- (3)ポイント制度を活用したボランティアの促進

基本目標Ⅲ 認知症施策の推進

1 認知症に関する理解の促進

- (1)情報提供・啓発活動
- (2)相談窓口の普及啓発
- (3)医療との連携推進
- (4)認知症初期集中支援チームによる支援

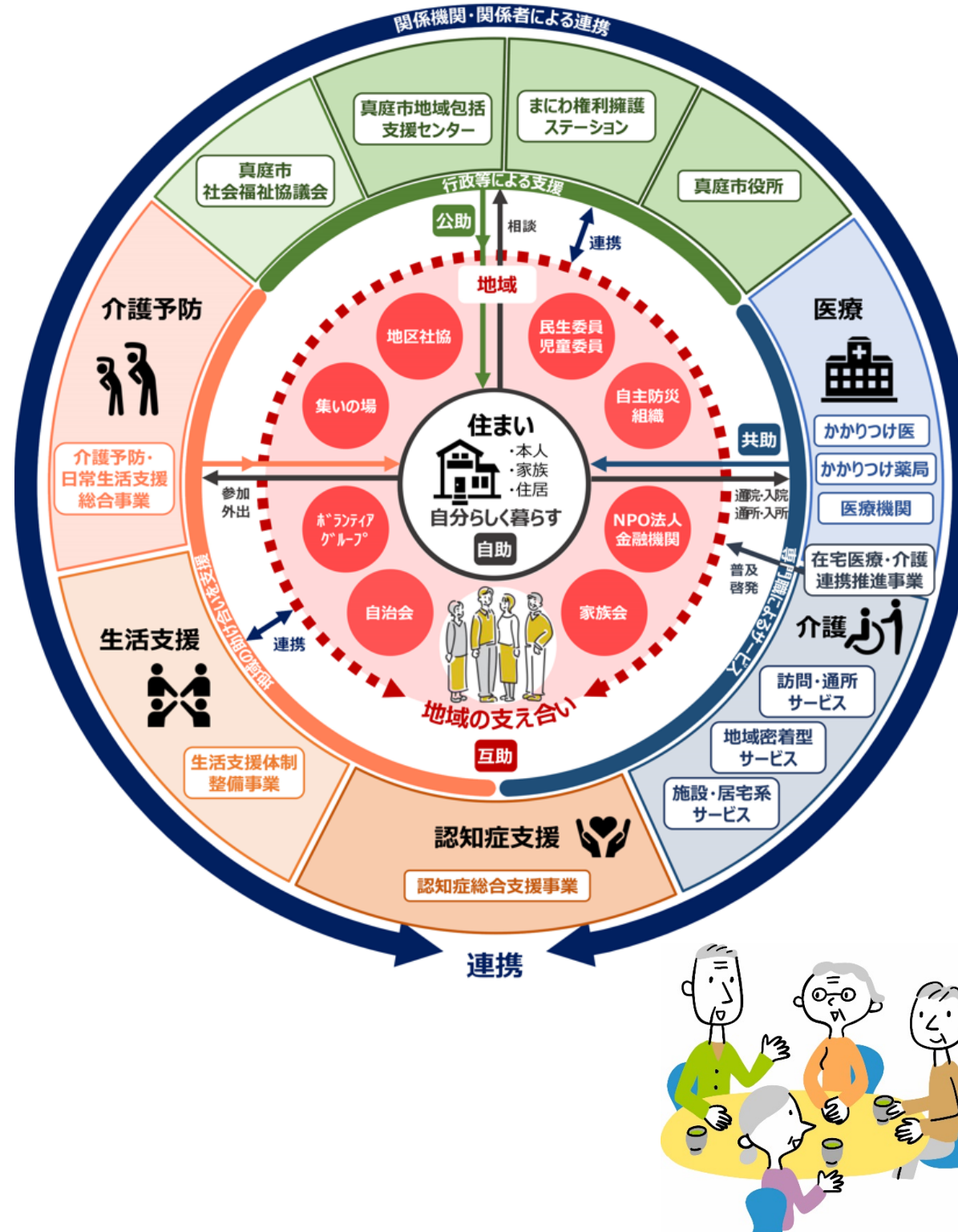
2 支援体制の整備

- (1)地域での支援体制づくり
- (2)各種団体の活動支援
- (3)見守りネットワークの推進

本市の目指す地域包括ケアシステム

真庭市地域包括ケアシステム

～一体感と安心感を感じられる仕組みづくり～



基本目標Ⅳ 高齢者福祉サービスの充実

1 日常生活支援の充実

- (1)高齢者等給食サービス事業の推進
- (2)移動・外出支援サービス事業の検討
- (3)寝具類等洗濯乾燥サービス事業の推進
- (4)緊急通報体制等整備事業の推進

2 在宅介護支援の充実

- (1)介護用品支給事業の実施
- (2)在宅介護手当支給事業の実施
- (3)家族介護者交流事業の実施
- (4)仕事と介護の両立への支援
- (5)その他の取組

基本目標Ⅴ 介護保険サービスの充実

1 介護保険サービス事業の充実・適正化の推進

- (1)介護給付適正化事業の充実
- (2)適正な要介護認定の実施
- (3)介護保険サービス事業者の育成
- (4)介護保険施設の整備

2 災害や感染症対策に係る取組の推進

- (1)災害避難計画の確認
- (2)感染症予防及び感染拡大防止
- (3)関係機関との連携・支援体制の構築

3 介護人材の確保に係る取組の推進

- (1)関係機関との連携
- (2)市民への意識の醸成



●● 介護保険制度と介護保険料について ●●

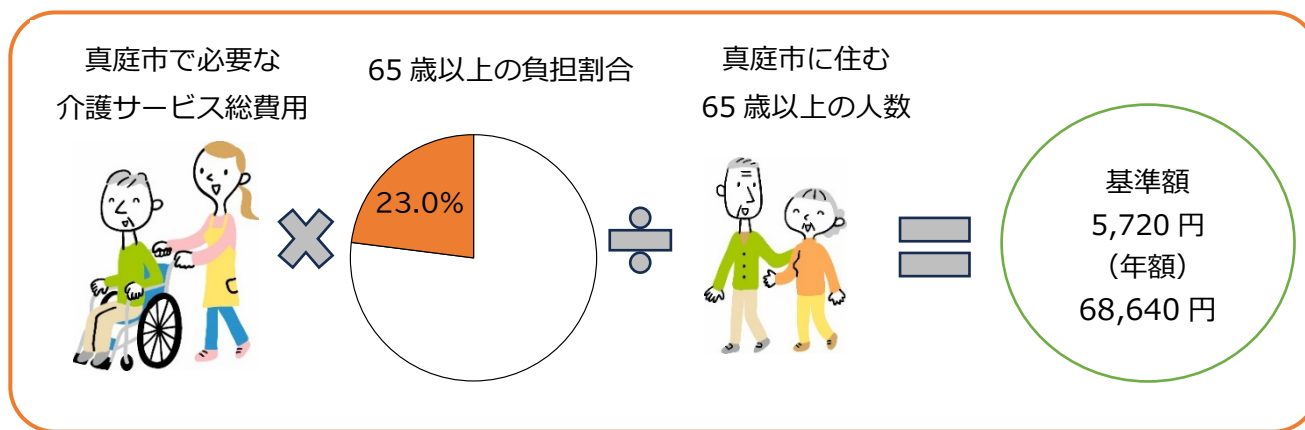
- 介護保険は、社会全体で高齢者の介護を支え合う制度です。住み慣れた地域で安心して暮らせるように、真庭市が保険者として運営しています。
- 40歳以上の方は被保険者（加入者）として介護保険料を納め、介護が必要と認定されたときには所得等に応じた負担割合（介護サービス費用の1割、2割または3割）で介護サービスを利用することができます。
- 被保険者が介護サービスを利用した際の保険給付費は、半分が国や自治体の負担で賄われています。残りの半分は被保険者が納付する介護保険料で65歳以上の方の介護保険料が保険給付費全体の23.0%、40歳から64歳の方の介護保険料が27.0%を負担しています。
- 65歳以上の方の介護保険料は真庭市が決定しています。なお、40歳から64歳の方の介護保険料は、加入している健康保険の保険料と併せて健康保険の保険者（健康保険組合等）へ納めます。

●● 65歳以上の方の介護保険料について ●●

65歳以上の方は65歳になった月の分から、健康保険料とは別に、真庭市へ介護保険料を納めます。

この介護保険料は、3年ごとに策定する本計画に基づいた介護サービスにかかる費用等を基に、下図のように1人当たりの保険料額（＝基準額）を算出して決定します。

■ 基準額の計算の考え方



●● 介護保険料の段階について ●●

第1号被保険者（65歳以上）介護保険料の所得段階別の金額については以下の通りです。

		第9期保険料				
		所得段階	対象者	保険料率	月額 (円)	年額 (円)
世帯非課税	第1段階		生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者及び本人の前年合計所得+課税年金収入が80万円以下の者	基準額×0.285	1,631	19,580
	第2段階		世帯全員が市民税非課税で本人の前年合計所得+課税年金収入が120万円以下の者	基準額×0.485	2,775	33,300
	第3段階		世帯全員が市民税非課税で第1・2段階以外の者	基準額×0.685	3,919	47,030
本人非課税・世帯課税	第4段階		本人のみ市民税非課税（世帯に市民税課税者有り）、本人の前年合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の者	基準額×0.900	5,148	61,780
	第5段階		本人のみ市民税非課税（世帯に市民税課税者有り）、第4段階以外の者	基準額	5,720	68,640
本人課税	第6段階		本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の者	基準額×1.200	6,864	82,370
	第7段階		本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	基準額×1.300	7,436	89,240
	第8段階		本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	基準額×1.500	8,580	102,960
	第9段階		本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の者	基準額×1.700	9,724	116,690
	第10段階		本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の者	基準額×1.900	10,868	130,420
	第11段階		本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の者	基準額×2.100	12,012	144,150
	第12段階		本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の者	基準額×2.300	13,156	157,880
	第13段階		本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上820万円未満の者	基準額×2.400	13,728	164,740
	第14段階		本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が820万円以上920万円未満の者	基準額×2.600	14,872	178,470
	第15段階		本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が920万円以上の者	基準額×2.800	16,016	192,200